## 平成30年第1回御宿町議会臨時会

## 議 事 日 程 (第1号)

#### 平成30年1月30日(水曜日)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

日程第 4 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第3号 平成29年度御宿町水道事業会計補正予算第4号

日程第 6 議案第4号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算第3号

日程第 7 議案第5号 平成29年度御宿町介護保険特別会計補正予算第3号

日程第 8 議案第6号 平成29年度御宿町一般会計補正予算第6号

.\_\_\_\_\_

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 瀧口義雄君

2番 北村昭彦君

3番 堀川賢治君

4番 大地達夫君

5番 滝口一浩君

6番 貝塚嘉軼君

7番 伊藤博明君

8番 土 井 茂 夫 君

9番 大野吉弘君

10番 石 井 芳 清 君

11番 髙 橋 金 幹 君

12番 小川 征君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 石田義廣君

副 町 長 横山尚典君

教 育 長 浅 野 祥 雄 君

総務課長 大竹伸弘君

企画財政課長 田 邉 義 博 君

産業観光課長 吉

吉 野 信 次 君

教育課長 金井 亜紀子 君

建設環境課長

殿 岡 豊 君

税務住民課長 齋藤 浩君

保健福祉課長

埋 田 禎 久 君

会計室長 岩瀬晴美君

# 事務局職員出席者

事務局長 渡辺晴久君

主 查 市東秀一君

#### ◎開会の宣告

**〇議長(大地達夫君)** みなさん、おはようございます。

本日、平成30年御宿町議会第1回臨時会が招集されました。

本日の日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

本日の出席議員は12名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成30年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛にお願いいたします。また 携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時)

#### ◎町長あいさつ及び提案理由の説明

**○議長(大地達夫君)** 次に石田町長より、日程に先立ちあいさつと提案理由の説明があります。

石田町長。

**〇町長(石田義廣君)** 本日ここに、平成30年第1回臨時会を招集いたしましたところ、 議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがと うございます。

本臨時会におきましては、人事院勧告等に基づく給与条例案の改正2議案、これに伴う人件 費の補正等の各会計補正予算(案)など計6議案をご審議いただくこととなりました。

議案第1号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を改定するため条例の一部を改正するものであります。

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について」は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏ま え、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合、一般職の任期付職員の給料月額などの改 定をするため条例の一部を改正するものです。

議案第3号「平成29年度御宿町水道事業会計補正予算(案)第4号について」は、第3条予

算水道事業費用に13万9千円を追加補正し、水道事業費用の総額を3億3,402万3千円にする ものです。内容につきましては、人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告を踏まえ、職員の人 件費について所要額を追加するものです。

議案第4号「平成29年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算(案)第3号について」は、 歳入歳出ともに4万4千円を追加し、補正後の予算総額を14億6,512万円とするものです。内 容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく職員の給料や手当の改定に 伴う、国保事務職員の人件費の調整を行うものです。

議案第5号「平成29年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)第3号について」は、歳入歳出ともに13万4千円を追加し、補正後の予算総額を11億3,295万7千円とするものです。 内容につきましては、人事院勧告等に基づく職員の給料や手当の改定に伴い、職員人件費の調整を行うものです。補正財源につきましては、法定負担分としての国・県・支払基金からの支出金や一般会計からの繰入金のほか、前年度繰越金を充てました。

議案第6号「平成29年度御宿町一般会計補正予算(案)第7号について」は、歳入歳出ともに229万9千円を追加し、補正後の予算総額を37億1,199万9千円とするものです。内容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく職員の給料や手当の改定に伴い、職員人件費の調整です。なお、財源につきましては、普通交付税を追加計上し、対応しております。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ◎会議録署名人の指名について

**〇議長(大地達夫君)** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

2番、北村昭彦君、3番、堀川賢治君にお願いいたします。

#### ◎会期の決定について

**○議長(大地達夫君)** 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 日程第3、議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より、議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

**〇総務課長(大竹伸弘君)** 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例の制定についてご説明いたします。

本改正案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定に関連がございますので、議案説明の前に、添付しました資料により、「人事院勧告」「千葉県人事委員会勧告」の内容、また、これらを受けての「町における給与改定の内容」についてご説明させていただきます。

議案に添付させていただきました資料の1ページをご覧ください。平成 29 年8月8日に人 事院勧告があり、その概要は記載のとおりです。

また、2ページをご覧ください。10月13日には千葉県人事委員会からの勧告がありました。 千葉県人事委員会勧告は、人事院勧告の内容に準じて、民間給与との均衡を図るため給料表に ついて平均0.2%を引き上げる改定とし、内訳としては、初任給は民間との差を考慮し、1,000 円、また若年層についても同程度、その他については、400円を基本に引き上げることとして います。

また、期末・勤勉手当についても人事院勧告に準じ、勤勉手当を 0.1 月分引き上げ、現行の年間 4.3 月分を 4.4 月分に引き上げ、平成 29 年度の引上げ分については、12 月期の勤勉手当で上乗せする内容となっています。

3ページに移りまして、御宿町における給与改定案の内容ですが、人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた、給料表の改定、期末・勤勉手当の改定の詳細を記載させていただいております。内容につきましては、先程ご説明させていただきました千葉県人事委員会勧告の内容に準じております。

給料表について平均 0.2%を引き上げる改定とし、初任給、若年層を厚く、1,000 円から 400 円の引き上げとしています。

また、期末・勤勉手当については勤勉手当を年間 0.1 月分引き上げ、29 年度においては、12 月分の勤勉手当を 0.85 月から 0.95 月に引き上げ、30 年度は6月、12月分ともに現行の 0.85 月を 0.9 月に引き上げるものです。

次に、4ページとなりますが、特定任期付職員の給料及び期末手当の改定についての内容となります。御宿町では、現在この特定任期付職員の採用はありませんが、給料表の1 号給、2 号給についてそれぞれ 1,000 円の引上げ、期末手当については、年間 3.25 月分を 3.3 月分とするものです。平成 29 年度においては、この 0.05 月分を 12 月の期末手当で上乗せする内容となっています。

これらの改定の内容を踏まえ、資料の4ページ中段以降となりますが、特別職の期末手当についても改定を行うものです。特別職については、「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」において期末手当の支給割合が定められており、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、年間4.2月分を4.3月分に引き上げるものです。

それでは、議案についてご説明いたしますので、議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費 に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表をご覧ください。

本条例第1条は、平成29年度における12月分の期末手当を、100分の10を引上げ、100分の217.5を100分の227.5に改めるものです。

2ページに移り、本条例第2条は、平成30年度以降の支給割合について規定するものであり、6月に支給する場合には、100分の202.5を100分の207.5に、12月に支給する場合には、第1条で改正した100分の227.5を100分の222.5に改めるものであり、本条例第1条の改正前に対してそれぞれ100分の5の引上げとなります。

附則としまして、第1項この条例は公布の日から施行することとし、第2条の規定は平成 30年4月1日から施行することとするものです。

第2項については、第1条の規定による改正後の条例の規定は平成29年12月1日から適用とするものです。

第3項は改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととするものです。

以上説明を終わります、よろしくお願いいたします。

**〇議長(大地達夫君)** これより質疑に入ります。

8番、土井茂夫君。

**〇8番(土井茂夫君)** 8番、土井です。

私は、人事院勧告については、何も異論はございません。このように実施していただければ と思います。

質問なんですが、特別職というのはどういう方を指すのか。うちの場合は、教育長、町長、副町長でいいのか。その辺がはっきりしないので。まずそれが一点。次にですね、委員会等で質問したんですが、なかなか聞いてくれなかったんですが、議員は12人います。年齢が私以下は3人います。年金はもらっていません。私は年金をもらっています。議員の中でも、滝口一浩議員と大野吉弘議員、北村昭彦議員は年金をもらっていないと思います。やっぱりですね、地方の議員が少ないという全国的な問題があります。それを解決するためには、それなりの給与をですね、人事院勧告に従って上げるような方策をとってもらいたい。私は年金をもらっているので、上げてくれなんて言いません。議員年金は今ないし、個人、国民年金だと思うんですよ。議員の申し合わせで、議員は人事院勧告に従わないで、独自に決めているということなんですけども、私は、議員に対しても、人事院勧告によって実施していくことが、次代を担う新しい議員に対して、使命だと思っているんですよ。職員は上げるんじゃないという意味ではなく、上げていってもらいたいんですが、まず、議員は上がらないのに特別職はなぜ上がるのかということを、委員会で説明しました。特別職を上げるんであれば、議員も上げてもらいたいと。3人の議員を上げてもらいたいんですが、その辺をお答え願いたい。

- **〇議長(大地達夫君)** 大竹総務課長。
- ○総務課長(大竹伸弘君)まず、特別職ですが、お話いただいたとおり町長、副町長、教育長でございます。特別職の給与につきましては、一般職員の給与が官民比較の上で成り立っていることや、一般職員とのバランスを考慮し、全国のほとんどの自治体で一般職員と同水準としているということでございます。人事院勧告等を踏まえまして、特別職等の期末手当を一般職員と同様に引き上げるものでございます。
- O議長(大地達夫君) 8番、土井茂夫君。
- **〇8番(土井茂夫君)** 今の件について、3人が特別職であるということですが、町長は公 約で給料は半分でいいよということだったはずなんです。あるときから全額になりました。私 も全額は賛成です。当たり前の仕事をするんですから、給料は全額でいいとおもうんです。い つも、町長は案として出して、半額だ、半額だとしていました。私はそれは反対だったんです

よ。正直ね。今回、この人事院勧告で、町長はこの案を受けるんですか、受けないんですか。 私は、半額でいいって言ったものが全額になりましたんで、給料は頭打ちでいいんじゃないかなと思います。我々議員も頭打ちですから。議員は全員給与が同じです。ただ、先ほど言ったように、年金もらっている人は、給与は上げてもらなわくてもいいんです。ただ、若手の議員は、人事院勧告に従ってもらいたい。町長は申し訳ないですけど、人事院勧告に従わないでもらいたい。副町長と教育長は、元々提案権はないので、人事院勧告に従ってもらいたい。それが私の考えなんですけどどうでしょうか。

- **〇議長(大地達夫君)** 大竹総務課長。
- ○総務課長(大竹伸弘君) お答えが重複してしまうかと思いますが、一般職員との均衡、またそれぞれの特別職との均衡を図るということで、同様に引き上げることとしてご提案させていただいているものです。
- ○議長(大地達夫君) 土井議員、議案の内容に沿って質問をお願いします。 8番、土井茂夫君。
- ○8番(土井茂夫君) はい。

町長どうですか。私の先ほどの案ですね、半額だということで、当初やっていました。私は それは反対だったんですよ。もらうものはもらって、事業を執行してもらいたい。今回の、町 長にお答えしてほしいんですが、副町長と教育長は、人事院勧告に従ってもらいたいんですが、 町長は今回の人事院勧告について、どのように考えているのですか。下がるんじゃなくて上が るんですから。どういう思いがあるのか答えてください。

- 〇議長(大地達夫君) 石田町長。
- **〇町長(石田義廣君)** 今、総務課長が説明申し上げましたとおりですので、今回の議案等についてもそのようにさせていただいたということです。
- **〇議長(大地達夫君)** 8番、土井茂夫君。
- **〇8番(土井茂夫君)** 町長も人事院勧告に従うということですね。

もうひとつ、3人の議員について、委員会でも話したとおり、人事院勧告も何もうけられないんですよ。

- **〇議長(大地達夫君)** 土井議員、議員の歳費はまったく違う規則で決まっていますので。
- **〇8番(土井茂夫君)** そうなんですか。知らなかったんです。すみません。

議長、1つだけいいですか。この前の委員会で3人の給与だけ上げてくれと言いました。この議会に出ると思っていたんです。その議案はいつ提案されて、いつ審議して賛否を問うのか

今後のスケジュールだけ教えてください。問題提起はしましたので。

- **〇議長(大地達夫君)** 議員歳費については、議員の総意で決めるものです。
- **〇8番(土井茂夫君)** 議長、わかりました。

議員だけで、議員の委員会を開いていいだけですね。

- 〇議長(大地達夫君) はい。
- **〇8番(土井茂夫君)** この前私は提案しました。なんで委員会を開かなかったんですか。 今回計上してあげればいいじゃないですか。
- **〇議長(大地達夫君)** 土井議員、改めて注意します。議案の内容に沿って質問をお願いします。提案議案についての質問をしてください。
- **〇8番(土井茂夫君)** わかりました。
- **〇議長(大地達夫君)** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- **○議長(大地達夫君)** 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第1号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第1号は可決することに決しました。

### ◎議案第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 日程第4 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長(大竹伸弘君) 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

初めに、本改正案の概要をご説明いたします。

この一部改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給料等の改定について、所要の条例改正を行うものです。

条例は、全体で4条の構成となっています。

第1条及び第2条は、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものであり、

第1条は、人事院勧告等に基づき平成 29 年4月から適用する一般職の給料表の改定、一般職、再任用職員等の平成 29 年 12 月分の勤勉手当率の改定をするものです。

第2条は、平成30年4月から適用となる勤勉手当の率を定めるものです。

第3条及び第4条は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するもので、

第3条は、平成29年度の特定任期付職員の給料月額及び期末手当の率について改正をするものです。

第4条は、平成30年4月から適用となる特定任期付職員の期末手当の率について定めるものです。

附則においては、各条の施行期日等のほか、所要の規定の整備について定めるものです。 それでは、新旧対照表により、第1条からご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。

本条例第1条は、一般職の職員の給与等に関する条例について、平成29年度に適用となる 勤勉手当の支給率の改正及び給料表の改正を行うものです。第20条第2項第1号の改正は、 一般職員の平成29年12月の勤勉手当の支給率の改定となります。現行の期末勤勉手当の支給 率は、全体で4.3月分となっていますが、人事院勧告等により民間との較差0.1月分を引き上 げ、4.4月分とし、今年度については、12月分の勤勉手当において率を0.1月分引き上げるこ ととし、勤勉手当率100分85を100分の95に改定するものです。

同項第2号では、再任用職員について、年間で0.05月分の引上げ、今年度分は、12月分に おいて0.05月分を引き上げるものです。

附則第7項の改正は、7級職の 55 歳以上の職員、特定職員の勤勉手当の減額に関して、対応する率の改正を行うものです。

新旧対照表2ページから7ページまでの別表第1の改定については、給料月額を1級から7級において月額で400円から1,000円の範囲で引上げるものです。

続いて、新旧対照表 8 ページ本条例第 2 条では、ただいま説明させていただきました本条例 第 1 条による改正について、段階的に改正することが勧告され、平成 30 年度からの勤勉手当 の率等について改正をするものです。

第19条の期末手当に係る改正については、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に従い、本条例においても同様な表記に改めるものです。

第20条第2項第1号の勤勉手当の支給率については、平成30年度以降は一般職の職員については6月と12月の支給について、現行よりそれぞれ0.05月分引き上げるものです。

第2号は再任用職員の勤勉手当の支給率については、平成30年度以降は、6月と12月の支給について、現行よりそれぞれ0.025月分引き上げるものです。

新旧対照表 9 ページ下段から 12 ページにかけて、附則第 4 項から第 7 項までを削るものであり、本年 3 月 31 日までの間の 7 級職、55 歳以上の職員、特定職員に対する規定について、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」に対応し、同様の箇所を削るものです。

新旧対照表 13 ページ本条例第3条では、特定任期付職員の給料表の改定を行うものです。 一般職の任期付職員の採用等に関する 条例第7条に定める給料表において、1号給及び2号 給をそれぞれ1,000円、引上げるものです。第8条第2項の改正は特定任期付職員に対する期 末手当率を年間3.3月分に0.05月分引き上げるもので、本年度は、12月期において、1.625 月分を1.675月分と0.05月分引上げるものです。

新旧対照表 15 ページ本条例第4条では、本条例第3条にて改正しました特定任期付職員の期末手当の率を6月期、12月期ともに1.65月分とし、現行よりそれぞれ0.025月分引き上げるものです。

新旧対照表 18 ページ本条例の附則でございますが、第1条では、本条例の施行期日について定めております。施行日は公布の日からとするものですが、第2条及び第4条並びに附則第4条及び第5条については平成 30 年4月1日から施行するものです。また附則第1条第2項の規定で、給料表の改定を平成29年4月1日より適用させるものです。

附則第2条では、改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例による給与の内払いとみなすものであり、特定任期付職員についても同様に給与の内払いとみなす規定です。

第3条は、規則等への委任でございます。

第4条及び第5条は、職員の給与等に関する条例附則第4項から第7項までが削られること

に伴い、育児休業条例、勤務時間条例で規定されている当該部分の関連規定を削るものであり、 新旧対照表の16ページ・17ページに示すとおりでございます。

この度の条例改正による給料等への影響額は約370万円です。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。

8番、土井茂夫君。

**〇8番(土井茂夫君)** 8番、土井です。

一般任期付職員ですか。その給与はどの表を見たらいいのかわかりづらいんですよ。教えてもらえませんか。

- **〇議長(大地達夫君)** 大竹総務課長。
- **〇総務課長(大竹伸弘君)** 現在、町で任用しております任期付職員については、今回の条例の給与表の中に組み込まれて改正されています。
- **〇議長(大地達夫君)** 8番、土井茂夫君。
- ○8番(土井茂夫君) 一般職の給与と同じということですね。一般職の職員と同じ、人事院勧告に従うということでよろしいんですね。任期付職員、要は任期付といいながらも一般の職員と同じだということですね。同じ給与を払うのが建前だと思うんですよ。年齢的に。過去のどういう職に就いていたとか、彼が御宿町に来て、民間から公務員になったと。それなら、同じような年齢構成の中で給与は支払われるべきだと思うんですよ。寧ろ、民間で体験したことを行政に生かすという形で彼は来たと思うんですから、該当する職員の手当てを払うべきだと思うんですよ。わからないのは、彼は何歳で、彼が該当するのが給与表の何級何号なのか、それは秘密だとは思うんですが、それ相応の、同じ年齢の方と同一の給与を払っているのかを聞きたいんです。
- **〇議長(大地達夫君)** 大竹総務課長。
- ○総務課長(大竹伸弘君) ただいまご質問のありました職員については、一般任期付職員ということで任用しているものでございます。こちらについては、専門的な知識、経験が必要とされる業務に従事していただく場合に募集をして任用しているものでございます。採用の時点でのこれまでの職務経験等の専門性のなかで判断をし、現在は4級係長職に位置づけているものでございます。
- **〇議長(大地達夫君)** 8番、土井茂夫君。
- **〇8番(土井茂夫君)** 係長とか主査とかではなく、同年齢の職員と同じ給与を払っている

のかを聞きたいんですよ。それで、町は観光産業育成のためにも、専門職を雇っていると思う んです。専門職ですから、給料は一般職と同等以上の給与を支払うべきだと思うんです。

- **〇議長(大地達夫君)** 大竹総務課長。
- ○総務課長(大竹伸弘君) 具体的な金額というのは手元にございませんし、個人の話になってきますので、全体の中でというお話をさせていただきますが、先ほども申しましたが、これまでの経験等を考慮いたしまして、町で採用した場合に4級職、年齢等を踏まえて他の職員との均衡を図って定めているものでございます。
- **〇議長(大地達夫君)** 8番、土井茂夫君。
- **○8番**(土井茂夫君) あなたの答えは誰が聞いてもわかる答えだと思うんですけども。町にとってプラスだから採用したわけですよ。今回のは土木、建設環境課と産業観光課のお二人だと思うんですよ。具体的に額がいくらかは聞きません。同じ年齢と比べて多いのか少ないのか、その程度でいいので、あなたの先ほどのよくわからない答えでは、私は納得できないですよ。同じ年齢層より上なのか下なのか、それだけ答えてください。
- **〇議長(大地達夫君)** 土井議員、同年齢の職員と大体同じだという答弁が先ほどありましたけれども。

8番、土井茂夫君。

- **〇8番(土井茂夫君)** なら直接そのように答えてくださいよ。上か下かってきいているんだから。同じくらいということですね。ではそのように答えてくださいよ。
- **〇議長(大地達夫君)** 大竹総務課長。
- **○総務課長(大竹伸弘君)** 先ほど説明させていただきましたが、同程度ということで位置づけております。
- **〇議長(大地達夫君)** 他に質疑ありませんか。 まだあるんですか。
- **〇8番(土井茂夫君)** いけませんか。ならしません。
- **〇議長(大地達夫君)** 今の件で、再質問は・・・
- ○8番(土井茂夫君) 一言言いたいのは、プロフェッショナル制度というものをこれから 国がやりますけども、その職員に対して、町の職員と同程度の給料を払っていると。上でもな い、下でもない、給与体系だと。私は、それだけ能力があるからこそ民間を採用していると思 うんです。民間を採用して、なるべく町を奮い立たせていこうと。先ほども地域おこし協力隊 として、御宿町に2人来ているという説明を受けました。空き家対策、移住定住対策に、彼ら

は一生懸命にやりたいと。男性の方と女性の方がいましたけども、やっていきたいと。こういう熱意のある方が来てるわけですね。今まで、御宿は観光だったんですよ。それで、他の産業を引っ張っていったんですよ。プロフェッショナルな方を採用して、少しでも盛り立てようということで採用したはずなんです。ですから、もっともっと給料を上げてもらいたいということで、質問を終わりにします。

○議長(大地達夫君) 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

#### ◎議案第3号の上程、質疑、討論、採決

**○議長(大地達夫君)** 日程第 5 議案第 3 号 平成 29 年度御宿町水道事業会計補正予算第 4 号を議題といたします。

殿岡建設環境課長より議案の説明を求めます。

殿岡建設環境課長。

**〇建設環境課長(殿岡豊君)** 議案第3号 平成29年度御宿町水道事業会計補正予算(案)第4号についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをご覧ください。第2条「収益的支出」でございますが、支出予算の 第1款 水道事業費用、第1項 営業費用に 13万9千円を追加し、補正後の水道事業費用の 総額を3億3,402万3千円とするものです。支出予算に係る財源といたしましては、当年度純 利益見込額にて収支調整いたします。補正内容の詳細につきましては、事項別明細書にてご説 明いたしますので、3ページをお開きください。収益的支出の1款 水道事業費用、1項 営 業費用ですが、先ほどご承認いただきました人事院勧告等に伴う給与費の調整であり、2目配水及び給水費、3目 総係費ともに、1節 給料から4節 法定福利費まで、所要額について調整を行うものです。

なお、本補正予算に係るキャッシュフローにつきましては、4ページに計算書を添付いたしました。収益的支出予算に係る財源手当として当年度純利益予定額を精査し、資金の見込期末残高は7億5,367万5,237円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。

8番、土井茂夫君。

- **〇8番(土井茂夫君)** キャッシュフローを見るとがんばっているね。増加額が 4,599 万も前よりもキャッシュフローが上がっています。努力のあとが見られますので、文句は言いたくありません。
- **〇議長(大地達夫君)** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- **○議長(大地達夫君)** 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第3号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

### ◎議案第4号の上程、質疑、討論、採決

**○議長(大地達夫君)** 日程第6 議案第4号 平成29 年度御宿町国民健康保険特別会計補 正予算第3号を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。

**〇保健福祉課長(埋田禎久君)** 議案第4号 平成29 年度御宿町国民健康保険特別会計補正 予算(案)第3号についてご説明させていただきます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ4万4千円を追加し、補正後の予算総額を14億6,512万円と定めるものでございます。補正内容といたしましては、人事院勧告等により国民健康保険担当職員の人件費について、追加補正をお願いするものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。 5ページをご覧ください。

歳入予算ですが、8款繰入金1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で4万4千円の追加ですが、職員給与費等繰入金として、歳出の総務費に充てるため、一般会計から繰り入れを行うものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明します。6ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の4万4千円の追加は、人事院勧告等に伴う 国民健康保険担当職員の人件費の増額でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いします。

- **〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。
  - 8番、土井茂夫君。
- ○8番(土井茂夫君) この国民健康保険特別会計、私は思うんですけどね、こんな額だったら、委員会でやって、本会議じゃなくていいと思うんですよ。これは4万4千円、次は 13万4千円。これを議会で承認するのはやらなくてもいいんじゃないかと思うんですけども。例えば、100万円以下ならやらないよと、わが町は、30億くらいの予算ですから、3千万くらいなら補正予算の審議をしてもいいと思うんだけど、それ以下は、もう町長に任せればいいんじゃないかなと思って、ということで、後の案も同じです。人事院勧告ですから。払わざるを得ないんですよ。同じ内容だから、4、5、6は一括審議していいんじゃないかと思うんですが、これからこういう議案は出さないでもらいたい。
- **○議長(大地達夫君)** 土井議員、これは法律に則ってやっていますので・・・
- **〇8番(土井茂夫君)** 何の法律か教えてください。第何条の第何項か教えてください。それなら納得しますから。自治法の何条ですか。制限はないんですか。こんな4万4千円を審議しなくちゃいけないんですか。時間がもったいないですよ。有効に使わないと。第何条か教え

てください。それであれば理解します。

- **〇議長(大地達夫君)** 大竹総務課長。
- **〇総務課長(大竹伸弘君)** 議決をいただく根拠ですが、地方自治法 96 条第2号、予算を定めることという記述に基づいています。
- **〇議長(大地達夫君)** 8番、土井茂夫君。
- **○8番(土井茂夫君)** 地方自治法の 96 条の2号とは、1項は当たり前のことを書いています。どこの市町村も同じことを書いています。2項は、わが町独特のことを書いています。たしか 13 項目くらいあったと思うんですが。こんなばかばかしい4万4千円、みんな忙しくしているんですよ。兼業なんですよ。専業じゃないんですよ、議員は。課長も他の仕事してもらったほうがよっぽど町民のためになるんですよ。4万4千円で審議したくないんですよ。それを議会でやるなんてナンセンスだと思うんですよ。

自治法 96 条が関係するなら、今後、96 条について議論して要らないものは切ってしまう。 予算額の制限をすればいいと思うんで、みんな帰れるんですよ。それを提案したいと思います。 何項なの。

- **〇議長(大地達夫君)** 大竹総務課長。
- **〇総務課長(大竹伸弘君)** 自治法の 96 条は議決事件について定めるものですが、第1項第2号予算を定めるもの、という記述に従っております。
- **〇議長(大地達夫君)** 8番、土井茂夫君。
- **〇8番(土井茂夫君)** 訂正ということですか。
- ○議長(大地達夫君) 訂正ではなく、先ほどと同じことを言っています。
- **〇8番(土井茂夫君)** 訂正じゃないならそれでいいですよ。磁気テープを聴きますので。
- **〇議長(大地達夫君)** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- **○議長(大地達夫君)** 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第4号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第4号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決することに決しました。

#### ◎議案第5号の上程、質疑、討論、採決

**○議長(大地達夫君)** 日程第7 議案第5号 平成29 年度御宿町介護保険特別会計補正予 算第3号を議題といたします。

埋田保健福祉課長より議案の説明を求めます。

埋田保健福祉課長。着席の上、説明願います。

**〇保健福祉課長(埋田禎久君)**議案第5号 平成29年度御宿町介護保険特別会計補正予算 (案)第3号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ 13 万4千円を追加し、 補正後の予算総額を 11 億 3,295 万7千円と定めるものでございます。補正内容といたしましては、人事院勧告等により介護保険担当職員の人件費について追加補正をお願いするものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。6ページをご覧ください。

歳入予算ですが、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7ページの6款繰入金は、それぞれ人事院勧告等により職員人件費が増となることから、法定割合分を追加するものです。7款繰越金は、前年度からの繰越金を計上し、収支の均衡を図りました。以上、歳入予算として13万4千円を追加しております。

続きまして、歳出予算についてご説明します。8ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費の4万4千円の追加は、人事院勧告等に伴う介護保険担当職員の人件費の増額でございます。3款地域支援事業費、2項一般介護予防事業費の3万8千円の追加は、一般介護予防事業に係る職員の人事院勧告等による人件費の増でございます。3項包括的支援事業・任意事業費の5万2千円の追加ですが、包括的支援事業・任意事業に係る職員の人事院勧告等による人件費の増額でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- **〇議長(大地達夫君)** 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第5号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決することに決しました。

### ◎議案第号の上程、質疑、討論、採決

**○議長(大地達夫君)** 日程第8 議案第6号 平成29年度御宿町一般会計補正予算第6号 を議題といたします。

田邉企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邉企画財政課長。

**○企画財政課長(田邉義博君)** それでは、議案第6号平成29 年度御宿町一般会計補正予算(案)第6号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに 229 万9千円を追加し、 補正後の予算総額を 37 億1,199 万9千円と定めるものでございます。

それでは予算書の内容について説明いたします。

7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

10 款 地方交付税、1 項 地方交付税、1 目 地方交付税、1 節 地方交付税、普通交付税の 229 万 9 千円は、収支の不足に対応するため追加するものです。

以上、歳入予算に、229万9千円を追加しております。

8ページ、歳出予算でございます。

1款 議会費から9款 教育費までの2節 給料、3節 職員手当、4節 共済費、及び特別会計

への繰出金は、人事院勧告等に基づく給与改定に伴う人件費の調整でございます。

以上、歳出予算に229万9千円を追加しております。

以上で一般会計補正予算案第6号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**〇議長(大地達夫君)** これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **〇議長(大地達夫君)** 質疑なしと認めます。
- **○議長(大地達夫君)**本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**〇議長(大地達夫君)** 異議なしと認めます。

これより、議案第6号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

**〇議長(大地達夫君)** 全員の挙手です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

#### ◎閉会の宣言

**〇議長(大地達夫君)**以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

**〇町長(石田義廣君)**平成 30 年第1回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会は、6 議案についてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましていずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

寒さも一段と厳しさをましておりますので、皆様方におかれましては、健康には十分ご留意され、ますますご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

**○議長(大地達夫君)** 議員各位には、慎重審議いただき、ありがとうございました。また 議会運営につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、平成30年御宿町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時05分)